

令和6年 議会運営委員会先進都市議会運営調査報告書 (A班)

1 調査年月日

令和6年 5月 8日(水)～10日(金)

2 調査項目及び調査地

【岐阜県可児市】

- (1)政策提言・提案の取組(議会サイクル)について
- (2)一般質問から委員会所管事務調査への追加について

【三重県亀山市】

- (1)議会基本条例に伴う検討課題カルテについて
- (2)所管事務調査報告による提言について

【三重県いなべ市】

- (1)議会における施策評価・事務事業評価について
- (2)議会モニター制度について

3 派遣委員

委員長	野村	尚志
委員	猪股	美香(復命記録:亀山市)
委員	徳田	哲(復命記録:可児市)
委員	野村	和宏(復命記録:いなべ市)
委員	干場	芳子
副議長	内山	祥弘

4 調査報告書

別紙のとおり

5 その他

(1)調査日程表

別紙のとおり

(2)随行職員

議会事務局	錦戸	康成
	木村	明生

令和6年議会運営委員会先進都市議会運営調査日程

A班		野村尚志委員長、猪股美香委員、徳田哲委員、野村和宏委員、 干場芳子委員、内山祥弘副議長、随行事務局2名 (計8名)	
調査市	①岐阜県可児市	人口約 10万人	議員定数 22人
	②三重県亀山市	人口約 4万9,000人	議員定数 18人
	③三重県いなべ市	人口約 4万2,000人	議員定数 18人
行 程 概 要 (予 定)			
5月8日 (水)	江別市 → 新千歳空港 → 中部国際空港 → 可児市議会 → 可児市 午後		宿泊地 (可児市)
5月9日 (木)	可児市 → 亀山市議会 → 桑名市 午後		宿泊地 (桑名市)
5月10日 (金)	桑名市 → いなべ市議会 → 中部国際空港 → 新千歳空港 午前 → 江別市		

調査項目	1 議会基本条例で検証した内容に基づく検討課題の対応について 2 議会としての政策形成サイクルの構築について 3 一般質問を議会からの政策提案につなげる手法の検討について 4 議会モニター制度について
------	---

日程	市議会	議会基本条例で 検証した内容に 基づく検討課題 の対応について	議会としての 政策形成サイ クルの構築に ついて	一般質問を議 会からの政策 提案につなげ る手法の検討 について	議会モニター 制度について
5月8日 午後	岐阜県可児市		○	○	
5月9日 午後	三重県亀山市	○	○		
5月10日 午前	三重県いなべ市		○		○

《岐阜県可児市》

1 可児市の概要

可児市は、岐阜県の中南部に位置し、県庁所在地の岐阜市、及び中部圏の中核都市である名古屋市から共に30キロメートルという立地条件から、昭和40年代から50年代の高度成長時代に、丘陵地の住宅団地開発によって急速に人口が増加した。昭和57年4月に市制施行、平成17年5月には、飛び地である兼山町と合併し人口10万人を超えたが、令和6年4月1日現在では99,826人となっている。可茂地域における拠点都市として発展を続け、令和4年4月に市制施行40周年を迎えた。

現在の議員定数は22名で、議会運営委員会のほか、4つの常任委員会（予算決算・総務企画・建設市民・教育福祉）が設置されている。

2 政策提言・提案の取組（議会サイクル）について

総合計画や総合戦略に基づく各種事業の実施状況等について、効果的な行政評価を効率よく進めていくため、決算時の課題を次の予算編成に繋げるPDCAサイクルの必要性が検討され、平成22年9月定例会における決算審査より、予算決算審査サイクルが導入された。

決算審査において行政から提出される重点事業点検報告書を基に、予算決算委員会における各委員会所管単位の分科会で提言について検討し、議会報告会や地域課題懇談会等における市民意見も踏まえて提言を取りまとめる。提言内容の決定は全会一致とするほか、委員会において自由討議を実施し、附帯決議や提言を行うケースもある。議会からの提言が次年度の予算編成にどのように反映されたかについては、3月定例会の予算決算委員会において報告を受ける。

導入による効果については、重点事業点検報告書を活用することによって、個別の事業だけではなく重点的に推進する方針全体について評価や提言を行うことが可能となったこと、また、市民からの要望に基づき所管委員会で調査研究を行い、提言したものから条例を制定した事例（空き家等の適正管理に関する条例）などがある。当初予算編成時に必ず前年に実施した決算提言の内容に関する反映が説明されるのも大きな特徴となっている。

現在、市民からの要望や課題となっている事項の聴取を主に議会報告会や懇談会から行うこととしているが、意見を集約して予算へ反映させるためには開催のタイミングに配慮が必要であり、この点が課題となっているとのことである。

3 一般質問から委員会所管事務調査への追加について

平成28年12月定例会で行われた一般質問をきっかけとして、所管委員会として事務調査を実施、課題となっていた施設と類似する他市施設への行政調査も行い、行政へ対応を求めた。以降、議員個人の一般質問を常任委員会で取上げ、所管事務調査を経て緊急性、必要性など勘案した上で、代表質問を行うかどうかを検討。全会一致となれば、委員会代表質問を行っている。

市民からの様々な課題を受け止めて、全会一致をもって代表質問を実施することは、執行部への影響力が大きく、議会サイクルにおける提案にもつなげることが可能とな

る。なお、常任委員会の中で必ず執行部から進捗状況の報告を受けている。

現状における課題は、可児市議会は常任委員会委員の任期が1年であり、毎年改選となるため、再任となる委員も多いものの、単年で終結しない課題が増える傾向にあることが挙げられている。また、今後は所管事務調査の取組方法などについて検討が必要とのことである。

《三重県亀山市》

1 亀山市の概要

亀山市は、三重県の中北部に位置し、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20キロメートル圏内に、名古屋市から約50キロメートル、大阪から約100キロメートルに位置している。

市の歴史は古く、古代、鈴鹿の関は、越前の愛発、美濃の不破とともに日本三関と呼ばれ、都と東国を結ぶ交通の要衝として栄えてきた。江戸時代には亀山宿、関宿、坂下宿は東海道の宿場町として栄え、亀山宿では亀山城を中心としたまちが形成されたことから城下町特有のまちとなり、現在の中心市街地の基礎となった。

また、明治時代には現関西本線と現紀勢本線が分岐する鉄道のまちとして栄えた。道路についても、東海道が国道1号として整備され、交通の結節点として時代を通して栄えてきた歴史を持つ。昭和の合併において、旧関町と旧亀山市は新設合併し、現在の亀山市となる。

現在の議員定数は18名で、総務・教育民生・産業建設・予算決算の4つの常任委員会と、そのほかに議会運営委員会・広聴広報委員会・全員協議会・議会改革推進会議を設置している。

2 議会基本条例に伴う検討課題カルテについて

(1) 検討課題カルテについて

検討課題カルテは、検討課題、関連条例内容、検討内容、検討経緯の時期を一覧の表にまとめた上で、その検討課題について、前段でまとめたものを踏まえて、現状分析、議論する内容、対応内容をカルテに残していく。作成時期や改定時期も記載し、課題の検討が終了したらその時期を記載して終了となるものである。

(2) 導入に至った経緯について

議会基本条例の立案過程で、各条文ごとに検討課題を整理し、条例の施行から1年後に設置した議会改革推進会議（全議員）の補助機関である議会改革推進会議検討部会（部会員6人）で課題の協議を開始した。平成25年から、後から誰が見ても検討経過が分かるように、カルテ方式により検討経過を積み上げて整理することとした。

(3) 手法について

基本的には検討部会で協議を行っているが、内容によっては議会運営委員会や広聴広報委員会など、所管する委員会に検討を委ねるなどしている。いずれの場合も、検討結果は検討部会から推進会議に報告し、最終決定している。毎年11月に委員が選任され、最初の検討部会で1年間に重点的に取り組む検討課題を決定しており、毎年10月には、議会改革の1年間のまとめとして推進会議を開催するとともに、議会改革白書を作成している。

(4) 効果について

カルテは議会改革の取組の記録であり、これまでの検討経過や決定内容等を把握した上で取り組むことで、継続した議会改革を進めていくことができる。また、検討課題については、カルテをはじめ検討部会の会議録など、全てをホームページで公開しており、検討課題の見える化が図られている。

3 所管事務調査報告による提言について

(1) 導入に至った経緯について

議会基本条例の制定過程で、市民と議会が話し合う場づくりについて議論した際に、委員会機能を強化して各常任委員会が所管事務調査を実施することとし、その際には、必ず調査・研究テーマに関わる市民（団体）と意見交換を行った上で調査報告書をまとめ、最終的に市長に政策提言を行うこととした。

(2) 手法について

委員選任の臨時会が11月であることから、そこで新たな委員会構成が決まり、12月までに所管事務調査の研究テーマを決定し、12月定例会の閉会日に閉会中の委員会の継続調査の申出書を提出している。テーマに基づき、翌年の1月から4月頃まで市の担当部署から現状把握のための聞き取りや資料の提出を求め、その後、関係団体（市民）との意見交換会や先進地視察を行う。8月から9月にかけては、課題の抽出や提言事項をまとめ、9月定例会の閉会日に各委員長が調査結果の報告を行う。調査報告書は議長へ提出された後、議長から市長へ提言書として提出される。提言に対する取組や予算措置があれば、翌年2月の当初予算説明会において市長から報告を受けている。また、毎年、過去の提言に対する取組状況を追跡調査している。

(3) 効果について

毎年様々なテーマで調査・研究し、さらに団体（市民）との意見交換を重ねることで、委員会の活性化と機能の充実が図れる。また、議会報告会には2つの意味があり、議会報告での広報の部分と、直接市民から様々な意見を聴き、政策に結びつける広聴の部分がある。広報については、定例会、臨時会の内容をまとめた議会報告番組「こんにちは！市議会です」を広聴広報委員会で製作し、ケーブルTVとインターネットにより配信している。広聴部分については、所管事務調査の中で団体（市民）との意見交換を行い、最終的に市長に政策提言を行っている。

《三重県いなべ市》

1 いなべ市の概要

いなべ市は、三重県の最北端に位置し、養老山地を隔てて岐阜県と、鈴鹿山脈を隔てて滋賀県と接している人口44,573人（令和6年4月1日現在の住民基本台帳）の自治体である。

平成13年5月に5町（北勢町、員弁町、東員町、大安町、藤原町）の町長会及び6月に町長・議長の合同会で合併に関する事前協議を行い、その後10月に任意合併協議会を設置。翌年平成14年1月に5町のうち4町により合併協議会事務局を設置した。約2年後の平成15年12月に旧員弁郡北勢町、員弁町、大安町、藤原町の4町が合併し、合併後、約15年間は、旧町役場庁舎の機能を残す分庁方式を採用して業務を行ってきたが、平成31年3月に新市庁舎、議会棟を竣工、令和元年12月には市制施行20周年を迎えた。

いなべ市域は、中部圏域の一角に位置し、物流の面においても地理的条件に恵まれていることから自動車関連企業などが進出し、活力あるまちとして発展を続けている。

現在の議員定数は18名で、委員会は、議会運営委員会、広報広聴委員会のほか、3つの常任委員会（総務経済・都市教育民生・予算決算）が設置されている。

2 議会における施策評価・事務事業評価について

【目的】

いなべ市議会基本条例に基づき、執行機関が行った事務に関し、議会による事業評価を行い、適正な行政運営の確保に努める。また、議決機関として、議会が決定した予算が適正に執行されたか評価し、市民に対して説明責任を果たす。

【方針】

いなべ市議会における決算認定は、地方自治法第233条の規定に基づき提出された歳入・歳出予算の執行の結果について、総合的に確認し判断するものである。中でも、議会が注視する事業については、様々な見地から検証を行い、評価し、執行機関へ提言を行う。

なお、事業評価は、予算決算常任委員会の所管事務調査として行う。

【議会における事業評価の運営】

いなべ市議会では、下記のスケジュールのとおり決算審査における事業評価を運営している。

時期	内容
5月下旬	事業評価運営について議会運営委員会において協議・決定 ・運営方法 ・スケジュール ・評価基準及び用いる様式
	各会派において評価対象事業を抽出
6月上旬 ～6月中旬	分科会委員から評価対象事業を提出し、取りまとめて全議員に配付
6月中旬	各分科会にて評価対象事業を決定、評価シートの配付

	予算決算常任委員会にて事業評価の運営と評価対象事業の確認
	6月定例会最終日に閉会中の所管事務調査について議決
	市長へ評価対象事業の報告、執行機関との調整
6月下旬 ～8月下旬	各分科会において検証計画を立てる。 分科会において検証
8月下旬	決算書、事業別説明書、施策・事務事業評価（執行機関作成）を配付
9月上旬 ～9月中旬	評価シート及び提言の作成、まとめと最終調整
9月中旬	委員会において最終決定
9月下旬	定例会最終日に意思決定（決議）
	評価シート及び提言について執行機関へ説明
翌年2月	市長から提言に対する予算反映の報告を受ける。

事業評価する事業は、総合計画から選定し、施策の下に位置づける基本事業を2から3事業選定する。

検証評価に用いる評価シートにまず各議員が評価を記入し、それぞれの評価シートを見ながら討議を行い、その後分科会として評価シートを作成しまとめていく作業を行い決議。

この方法により決議した評価結果を市長に手交し、予算編成及び執行に十分な配慮をお願いし、その対応について第1回定例会招集日を目途に回答を求めるとのこと。

評価シートのまとめに当たっては、一言一句まで詰めていき全会一致にて決定することで、議会の総意としての評価ということで従来の審査、決議という手順よりも決定の重みがあり、この事業評価制度の導入により、議会、執行部においても適度な緊張感を持ちながら評価運営にあたる効果が生まれている。

3 議会モニター制度について

【設置目的】

市議会の運営に関し、市民からの多角的な意見、要望等を頂き、市議会の運営、活動等の強化、拡充及び活性化を図る。

【議会モニターの活動】

- ・議会の会議を傍聴（中継・録画配信をインターネットで視聴）し、意見を頂く。
- ・議会日より、議会ホームページなど、議会の広報活動について、意見を頂く。
- ・その他、議会の活動について、意見を頂く。

【議会モニターの年間活動計画と議会への意見反映】

下記のとおり議会モニターの活動計画を策定し、議会への意見反映を図る。

時期	活動内容	意見反映の方法
4月	議会モニター委嘱状交付	
6月	6月定例会を傍聴（視聴）	
7月	定例会（本会議・委員会）アンケート回答	議会モニターから頂いた意見を議会で共有
8月	議会広報に関するアンケート回答	

9月	9月定例会を傍聴（視聴）	↓ 10月から11月に、議会 検証評価特別委員会へ意見 を反映・協議 ↓ 反映状況を3月に議会モニ ターへ報告する。
10月	議会に関するアンケート回答	
3月	3月定例会を傍聴（視聴） 懇談会・議会モニター任期終了	

【議会モニターの募集】

毎年2月1日から3月上旬に募集を行う。議会だより、ホームページ、SNSで募集し、LOGOフォーム（インターネット）、応募用紙の郵送、FAX、持参により応募することができる。

【募集結果】

14名から応募があり、その内訳は下記のとおりとなっている。

男性：70代2名、60代1名、40代2名 計5名

女性：70代1名、60代2名、40代3名、30代2名、20代1名 計9名

【実績・効果】

今期初めて取り組む議会モニター制度であることから、実績や効果については今のところ検証材料はなく、今後計画にのっとり実施し、モニター制度の内容の充実や議会がどのように頂いた意見を反映させていくかが課題になるとのことである。